までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」⑵は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」⑴で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑨～⑱　（略）

４．　（略）

第六十五号の二様式（第十条の二十一関係）（Ａ４）

許可取消申請書

（略）

（注意）

１．・２．　（略）

３．第二面関係

①～⑦　（略）

⑧　８欄の「イ」⑴は、建築物の敷地が、２以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第１項第１号から第８号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第１項第１号から第６号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」⑵は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」⑴で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑨～⑱　（略）

４．　（略）

第六十七号の三様式（第十条の二十三、第十条の二十四関係）（Ａ４）

全体計画認定申請書

（略）

（注意）

１．・２．　（略）

３．第二面関係

①～⑤　（略）

⑥　７欄の「イ」⑴は、建築物の敷地が、２以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第１項第１号から第８号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第１項第１号から第６号

は高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」⑵は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」⑴で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑨～⑱　（略）

４．　（略）

第六十五号の二様式（第十条の二十一関係）（Ａ４）

許可取消申請書

（略）

（注意）

１．・２．　（略）

３．第二面関係

①～⑦　（略）

⑧　８欄の「イ」⑴は、建築物の敷地が、２以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第１項第１号から第７号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第１項第１号から第６号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」⑵は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」⑴で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑨～⑱　（略）

４．　（略）

第六十七号の三様式（第十条の二十三、第十条の二十四関係）（Ａ４）

全体計画認定申請書

（略）

（注意）

１．・２．　（略）

３．第二面関係

①～⑤　（略）

⑥　７欄の「イ」⑴は、建築物の敷地が、２以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第１項第１号から第７号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第１項第１号から第６号までに規定する建蔽率若しく